

◇大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

- 1 扶養手当の額を改定することにした。
- 2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴い、扶養手当及び管理職員特別勤務手当の支給要件を改めることにした。
- 3 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにした。
- 4 その他必要な規定の整備を行うことにした。
- 5 この規程は、令和7年4月1日から施行することにした。ただし、一部の規定は、同年6月1日から施行することにした。

(水道局総務部職員課)